

一般名による処方箋の発行について

令和3年以降、全国的に医療品の供給が不安定な状況が続いており、

患者さまにおいて、特定の商品を手に入れることが難しくなっています。

そのため、処方箋の記載を「商品名」ではなく、有効成分の名称である

「一般名」にして、お薬の選択肢を増やすことで、患者さまが必要なお薬を

入手できるようにする「一般名処方」が推奨されています。当院におきまし

て、この「一般名処方」を円滑に行ってまいりたいと考えておりますので、

皆様のご理解と協力をお願いします。

医療法人桂名会

 瀬尾記念慶友病院

瀬尾記念慶友病院 病院長